

協 定 書

令和 2年 4月

北 栄 町

鳥取県中部清掃事業協同組合

感染症発生時における一般廃棄物収集運搬業務継続の協力に関する協定書

北栄町（以下「甲」という。）と鳥取県中部清掃事業協同組合（以下「乙」という。）は、感染症発生時における一般廃棄物収集運搬業務継続の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町及び乙が策定した「新型コロナウイルス等感染症発生時における廃棄物処理事業継続計画」に基づき、甲が甲の地域の一般廃棄物収集運搬業務（以下「業務」という。）を委託する事業者（以下「委託業者」という。）が新型インフルエンザや新型コロナウイルス等（以下「感染症」という。）の感染により業務の継続が困難となった場合において一般廃棄物の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するにあたっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、一般廃棄物収集運搬業務とは、甲が指定する場所にごみの種別毎に排出される一般廃棄物を甲が指定する場所へ収集及び運搬する業務をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、甲の委託業者が感染症に感染し、業務の継続が困難になった場合において、乙に対し、人員と車両及び資機材の派遣による業務の継続を要請するものとする。

2 甲は、乙に前項の要請をするにあたり、乙が派遣する組合員が受託する市町に対し協力を要請する旨を通知するものとする。

3 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 一般廃棄物を収集する箇所
- (2) 一般廃棄物を種別毎に収集する日程
- (3) その他必要な事項

（業務の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の組合員の中から必要な人員、車両及び資機材を甲の指定する場所へ派遣し、甲が実施する業務に協力するものとする。

2 乙は、業務にあたり、乙が甲の地域に派遣する組合員などを定めた事業継続体制を、あらかじめ甲に文書により通知するものとする。

3 業務については、甲の指示に従い、乙の組合員が実施するものとする。

4 乙は、必要に応じて業務を実施する組合員の調整、甲と組合員との調整を行い、業務が円滑に実施されるよう協力するものとする。

5 乙は、業務を実施する組合員に対して、周囲の生活環境を損なわないように十分配慮することを留意するよう周知するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する組合員が業務により感染症に感染することのないよう業務を行う地域の状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、業務に関し、協力が可能な組合員の状況を甲に報告するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙が甲の地域に派遣した組合員が実施した業務が終了したときは、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 一般廃棄物を収集した箇所
- (2) 一般廃棄物の種別毎の量
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 業務に要する費用は甲が負担するものとし、甲が乙に協力を要請する直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(災害補償)

第8条 第3条の要請に基づき乙が実施した業務に従事した者が、そのために負傷、疾病、障害または死亡した場合の損害補償については、乙の組合員の責任において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令等により行うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境エネルギー課、乙においては鳥取県中部清掃事業協同組合事務局とする。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定は、令和2年4月24日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

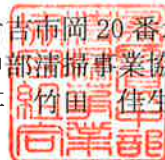
この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ捺印の上各自1通を保有するものとする。

令和2年4月24日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1
北栄町
北栄町長 松本 昭夫



乙 鳥取県倉吉市岡 20 番地 10
鳥取県中部清掃事業協同組合
代表理事 竹田 佳生



新型コロナウイルス等感染症発生時における廃棄物処理事業継続計画

趣旨

新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の感染症の発生時において、一般廃棄物処理業務（収集・運搬）を継続して行い、公衆衛生の安全と清潔な生活環境を維持するためにこの事業継続計画を策定する。

フェーズ0（未発生期）

市町の役割： マスク、防護メガネ、手袋、消毒液等の備蓄を行う。

組合員の役割： マスク、防護メガネ、手袋、消毒液等の備蓄を行う。

フェーズ1（発生想定期：県外で発生した場合）

市町の役割： 一搬廃棄物処理業者に発生状況等について情報提供すると共に、感染防止策について周知を行う。

組合員の役割： 発生が想定される時期においては、出勤時、始業時、終業時、帰宅時等に風邪の症状がないか確認するとともに、体温を測定し、37.5度以上の発熱がないか数値で確認する。県外で新型感染症等が発生した場合において、保健所などに相談センター等が設置された場合は、異常が見られても、すぐに病院に行くことは避け、保健所などに設置された相談センター等に相談する。

新型コロナウイルスの場合 発熱・帰国・接触者相談センター（中部） 電話 23-3135、23-3136 FAX 23-4803
--

フェーズ2（発生初期：県内の住民に感染者が発生した場合）

市町及び鳥取県中部清掃事業協同組合（以下「清掃組合」という。）は、それぞれが事業継続のための対策本部を設置し、連絡を取り合える体制を整備する。

市町の対策本部は各市町の担当課に設置する。

清掃組合の対策本部長は理事長とし、対策本部は清掃組合事務局に置く。

対策本部は、国からの情報やマスコミ等の報道に注意し、各対策本部で情報を共有する。

組合員の役割： 従業員へ手洗い・うがい・車両機器の消毒を徹底させ、プライベート含め不要不急の外出や不特定多数が集まるイベントへの参加等を避けるよう呼びかける。

社内感染を防ぐため、出勤、退社時に個別で入室してタイムカードを押すなど、またSNSでの指示や連絡を交わし、可能な限り社員同士の接触を避けるようにする。

フェーズ3（発生期：県中部地域の住民に感染者が発生した場合）

各対策本部は、発生地区等の情報を共有し、各市町及び組合員に連絡する。

市町の役割： 住民に対し「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に沿った廃棄物処理を防災行政無線等で周知する。

具体的には、一般家庭から感染者や濃厚接触者の呼吸器系分泌物が付着したマスクやティッシュ等が一般廃棄物として排出されることが見込まれることから、いつも以上に厳重に封

をして排出するとかネコ、タヌキ、カラス等に荒らされてごみが散乱しないようにしてもらうなどの対策をとってもらうよう呼びかける。(基本的には、通常のインフルエンザの発生に伴い家庭から排出される廃棄物と同様の方法で適正に処理されれば新たな感染はないと考えられている。)

組合員の役割：全ての廃棄物が感染者や濃厚接触者が排出した廃棄物と想定し、マスク、ゴーグル、手袋等个人防护具を使用したり、収集場所への移動の際、自動車の窓を少し開けて車内の空気を車外に排出したり、帰社時の手洗いを徹底するなど感染防止策を行う。

両方の役割：対策本部は、組合員（委託業者）が感染した場合に備え、市町及び組合員を招集し、市町それぞれの委託業者で賄えるか、現委託業者以外の組合員に派遣の要請をするかなど、人材や車両の派遣のあり方についての協議や収集場所等についての打合せを行い、事業の継続体制を整える。

フェーズ4（委託業者内感染者発生：組合の従業員やその近親者に感染者が発生した場合）

感染した組合員の役割：対策本部に従業員の近親者に感染者が発生した旨を連絡する。

対策本部の役割：組合員又は、その近親者に感染者が発生した旨を各対策本部に連絡する。

市町の役割：市町の対策本部から第一報を受ける。関係する委託業者と今後の業務継続について対応を協議する。

具体的には、感染者と濃厚接触者を自宅待機とする感染防止策をとるよう事業者働きかけるとともに、感染者等の自宅待機により欠けた人員に対応するため、びん、かん、不燃ごみ、小型家電、粗大ごみ等可燃ごみ以外の腐敗しない廃棄物の収集を中止するなど業務を最低限に抑えてでも事業の継続をめざす。

場合によっては、市町内の委託業者へ人材派遣の要請を行う。

組合員の役割：人材や車両の派遣要請に備え、配車等の計画を立てておく。

フェーズ5（継続不能：事業継続が困難になった場合）

市町の役割：感染者が発生していない市町内の委託業者に人材又は、車両派遣の要請をする。

感染者が発生していない市町内の委託業者だけでのごみ回収が困難な場合は、対策本部を通じて市町外の組合員に派遣要請を行い、関係市町と対策本部は派遣する組合員の調整を行う。

通常収集している委託業者が活動できないことにより他の事業者が収集するため、収集に遅延や取り忘れが発生したり、収集方法が異なったりする場合があることなどを住民に周知する。

組合員の役割：派遣された組合員は、関係市町又は、感染者が発生した委託業者の事業主等と連絡を取り合い確実なごみ回収業務を行う。

以上の事業継続計画に基づいて倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町及び鳥取県中部清掃事業協同組合は実行するものとする。

なお、この事業継続計画に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町及び鳥取県中部清掃事業協同組合が協議して定めるものとする。

事業継続派遣体制

市町	委託業者	地区（詳細は、別紙による）	派遣業者（メイン）	派遣業者（フォロー）	
				AM～	PM～
倉吉	大川清掃	倉吉①	徳田清掃	北浜産業	伊藤清掃 共栄清掃 市部清掃 （火は AM～） 三和運送 （月、火、金、土）
		倉吉②	富田清掃		
		倉吉③	福寄清掃社		
	徳田清掃	倉吉④	大川清掃	北浜産業	伊藤清掃 共栄清掃 市部清掃 （火は AM～） 三和運送 （月、火、金、土）
		倉吉⑤	富田清掃		
		倉吉⑥	福寄清掃社		
	富田清掃	倉吉⑦	大川清掃	北浜産業	伊藤清掃 共栄清掃 市部清掃 （火は AM～） 三和運送 （月、火、金、土）
		倉吉⑧	徳田清掃		
		倉吉⑨	福寄清掃社		
	福寄清掃社	倉吉⑩	大川清掃	北浜産業	伊藤清掃 共栄清掃 市部清掃 （火は AM～） 三和運送 （月、火、金、土）
		倉吉⑪	徳田清掃		
		倉吉⑫	富田清掃		
三朝	三和運送	三朝①	市部清掃	富田清掃	伊藤清掃 共栄清掃
		三朝②	徳田清掃		
		三朝③	北浜産業		
琴浦	伊藤清掃	東伯①	共栄清掃	富田清掃	市部清掃 （火は AM～） 三和運送 （月、火、金、土）
		東伯②	徳田清掃		
		東伯③	北浜産業		
	共栄清掃	赤碕①	伊藤清掃	富田清掃	市部清掃 （火は AM～） 三和運送 （月、火、金、土）
		赤碕②	徳田清掃		
		赤碕③	北浜産業		
湯梨浜	市部清掃	東郷①	徳田清掃		伊藤清掃 共栄清掃 三和運送 （月、火、金、土）
		東郷②	富田清掃		
		東郷③	北浜産業		
	北浜産業	羽合① 泊①	市部清掃		伊藤清掃 共栄清掃 三和運送 （月、火、金、土）
		羽合② 泊②	徳田清掃		
		羽合③ 泊③	富田清掃		
北栄	大川清掃	大栄①	伊藤清掃	富田清掃	共栄清掃 市部清掃 （火は AM～） 三和運送 （月、火、金、土）
		大栄②	徳田清掃		
		大栄③	北浜産業		
	北浜産業	北条①	伊藤清掃	富田清掃	市部清掃 （火は AM～） 三和運送 （月、火、金、土）
		北条②	大川清掃		
		北条③	共栄清掃		

